高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算し、下記の限度額を超た時には、申請により、高額介護合算療養費が支給されます。

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

≪ 70歳未満 ≫

所得区分		限度額
ア	所得901万円超	212万円
イ	所得600万円超901万円以下	141万円
ウ	所得210万円超600万円以下	67万円
エ	所得210万円以下 （住民税非課税世帯を除く）	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

≪ 70歳以上75歳未満 ≫

所得区分			限度額
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ	課税所得380万円以上	141万円
	Ⅰ	課税所得145万円以上	67万円
一般		課税所得145万円未満等	56万円
低所得者　Ⅱ			31万円
低所得者　Ⅰ			19万円

※ 支給のお知らせ通知は、国民健康保険課より送付いたします。